

「練馬区民の安全と安心を推進する条例」の一部改正について

1 「練馬区民の安全と安心を推進する条例」の概要

(1) 主な内容

- ・安全安心まちづくりにかかる区・関係機関・区民等の責務
  - ・防犯防火設備の整備
  - ・空き地・空き家の管理
  - ・児童等の安全の確保・援護の要する者への配慮
  - ・安全・安心協議会の設置
- など

(2) 施行期日

平成16年12月13日

2 「練馬区民の安全と安心を推進する条例」の一部改正について

(1) 改正理由

- ① 学校教育法等の一部改正に伴い、学校教育法を引用している規定中に条項のずれが生じたため。
- ② 防火協会の名称変更に伴い、規定中の文言を防火協会から防火防災協会に改める。

(2) 改正内容

別紙新旧対照表参照

(3) 施行期日

上記①関係	平成20年12月26日
上記②関係	平成20年12月17日

新旧対照表

現 行	改正案
<p>第1条 省略 (定義)</p> <p>第2条 この条例において、つぎの各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) } 省略 (3) }</p> <p>(4) 関係団体 区内の町会、自治会、商店会、消防団、防犯協会、<u>防火協会</u>その他の団体をいう。</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 学校等 区内の学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)、同法<u>第82条の2</u>に規定する専修学校の高等課程および同法<u>第83条第1項</u>に規定する各種学校で主として外国人の児童、生徒幼児等(以下「児童等」という。)に対して学校教育に類する教育を行うものをいう。)ならびに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する児童福祉施設、同法第34条の7の規定に基づき放課後児童健全育成事業を行う施設およびこれらに類する施設として練馬区規則(以下「規則」という。)で定めるものをいう。</p> <p>第3条 } 省略 第17条 }</p> <p>付 則 省略</p>	<p>第1条 同左 (定義)</p> <p>第2条 この条例において、つぎの各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) } 同左 (3) }</p> <p>(4) 関係団体 区内の町会、自治会、商店会、消防団、防犯協会、<u>防火防災協会</u>その他の団体をいう。</p> <p>(5) 同左</p> <p>(6) 学校等 区内の学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)、同法<u>第124条</u>に規定する専修学校の高等課程および同法<u>第134条第1項</u>に規定する各種学校で主として外国人の児童、生徒幼児等(以下「児童等」という。)に対して学校教育に類する教育を行うものをいう。)ならびに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する児童福祉施設、同法第34条の7の規定に基づき放課後児童健全育成事業を行う施設およびこれらに類する施設として練馬区規則(以下「規則」という。)で定めるものをいう。</p> <p>第3条 } 同左 第17条 }</p> <p>付 則 同左 付 則</p> <p><u>この条例は、練馬区規則で定める日から施行する。ただし、第2条第4号の改正規定は公布の日から施行する。</u></p>